



# 訪問を受けて利用できるサービス②

介護保険で利用できるサービスには、自宅などの生活の場で利用できる在宅サービスと、施設へ通所や入所して利用する施設サービスなどがあります。利用する人の心身の状況などに合ったサービスを選んで活用しましょう。

自宅でリハビリや医療チェック、療養のアドバイスのサービスが受けられます

(対象者) **要介護1～5の方**  
**要支援1・2の方**

## ■訪問リハビリテーション

居室での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。



■自己負担(1割)のめやす(1回)  
20分間リハビリテーションを行った場合 **305円**

主なサービス内容  
・理学療法士によるマッサージ、運動などによる機能訓練  
・作業療法士による手先の訓練、作業補装具の利用による機能訓練  
・言語聴覚士による言語、聴覚、えん下などの機能訓練 など

## ■訪問看護

疾患等を抱えている人について、看護師が居室を訪問して、療養上のお世話や診療の補助を行います。



■自己負担(1割)のめやす(1回)  
訪問看護ステーションから(30分未満) **425円**  
病院または診療所から(30分未満) **343円**

主なサービス内容  
・血圧や脈拍などの病状チェック  
・食事や排泄の介助  
・経管栄養のチューブや尿の管、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療措置 など

## ■居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居室を訪問して、療養上の管理や指導を行います。

### ■自己負担(1割)のめやす

医師または歯科医師による指導(1ヶ月2回まで) **500円**

主なサービス内容  
・医師や歯科医師による療養上の管理や指導  
・薬剤師による服薬などの管理や指導  
・管理栄養士による特別食や献立などの管理や指導  
・歯科衛生士による口腔や義歯の管理や指導 など

☎ 杵藤地区広域市町村圏組合

介護保険事務所

☎0954-69-8222

(市外局番からダイヤルしてください)

武雄市 暮らし部 健康課

☎23-9135

担当:井手



○介護保険事務所のホームページ  
<http://www.kitou-web.jp/kaigo/>